



新潟県



発行 新潟県

号外 4

平成29年 3 月28日

毎週火(祝日のときは翌日)、金曜発行

主 要 目 次

規 則

28 新潟県財務規則の一部を改正する規則(財政課)

訓 令

5 新潟県文書規程の一部改正(法務文書課)

6 新潟県財務規則により資金前渡職員を置く組織の一部改正(出納局管理課)

規 則

新潟県財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年 3 月28日

新潟県知事 米 山 隆 一

新潟県規則第28号

新潟県財務規則の一部を改正する規則

新潟県財務規則（昭和57年新潟県規則第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条、項及び号の表示に下線が引かれた条、項及び号（以下「移動条等」という。）に対応する同表の改正後の欄中条、項及び号の表示に下線が引かれた条、項及び号（以下「移動後条等」という。）が存在する場合には当該移動条等を当該移動後条等とし、移動条等に対応する移動後条等が存在しない場合には当該移動条等（以下「削除条等」という。）を削り、移動後条等に対応する移動条等が存在しない場合には当該移動後条等（以下「追加条等」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（項及び号の表示並びに削除条等を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条及び号の表示並びに追加条等を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 次長 新潟県行政組織規則第189条第1項に規定する次長（自治研修所次長を除き、次長を2人以上置く場合は、事務職員の次長（事務職員の次長を2人置く場合は、事務所長の指定する次長）に限る。）、同条第2項に規定する副館長、東京事務所副所長（副所長を2人以上置く場合は、総務を担当する副所長に限る。）、自治研修所総務課長、消防学校総務課長、はまぐみ小児療育センター事務長、<u>新潟テクノスクール副校長</u>、農業総合研究所管理部長及び農業大学校管理部長、新潟県教育委員会組織規則（昭和36年新潟県教育委員会規則第4号）第21条第1項及び第27条第1項に規定する次長及び副館長（副館長を2人以上置く場合は、事務所長の指定する副館長に限る。）、新潟県立学校管理運営に関する規則（昭和32年新潟県教育委員会規則第6号）第28条第1項（同規則第42条の16第6項及び第49条第12項において準用する場合を含む。）、第42条の8第5項、第49条第18項及び第50条の6第3項に規定する事務長並びに新潟県警察組織規則（平成13年新潟県公安委員会規則第3号）第59条第1項に規定する副署長及び次長をいう。</p> <p>(7)～(19) (略)</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 次長 新潟県行政組織規則第189条第1項に規定する次長（自治研修所次長を除き、次長を2人以上置く場合は、事務職員の次長（事務職員の次長を2人置く場合は、事務所長の指定する次長）に限る。）、同条第2項に規定する副館長、東京事務所副所長（副所長を2人以上置く場合は、総務を担当する副所長に限る。）、自治研修所総務課長、消防学校総務課長、はまぐみ小児療育センター事務長、農業総合研究所管理部長及び農業大学校管理部長、新潟県教育委員会組織規則（昭和36年新潟県教育委員会規則第4号）第21条第1項及び第27条第1項に規定する次長及び副館長（副館長を2人以上置く場合は、事務所長の指定する副館長に限る。）、新潟県立学校管理運営に関する規則（昭和32年新潟県教育委員会規則第6号）第28条第1項（同規則第42条の16第6項及び第49条第12項において準用する場合を含む。）、第42条の8第5項、第49条第18項及び第50条の6第3項に規定する事務長並びに新潟県警察組織規則（平成13年新潟県公安委員会規則第3号）第59条第1項に規定する副署長及び次長をいう。</p> <p>(7)～(19) (略)</p>

(出納員の設置)

第7条 (略)

2 前項の出納員は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる者をもつて充てる。

(1)～(3) (略)

(4) 事務所所属出納員 当該事務所等の次長又は副部長等（佐渡地域振興局農林水産振興部にあつては副部長等又は漁政課長、新潟県警察組織規則第60条第1項に規定する会計官が置かれている警察署にあつては会計官）の職にある者（次長及び副部長が置かれていない事務所等にあつては当該事務所等の会計事務を担当する課長の職にある者、次長及び副部長並びに会計事務を担当する課長が置かれていない事務所等にあつては当該事務所等の会計事務を担当する参事、副参事又は係長（大阪事務所にあつては、所長代理）の職にある者、次長及び副部長並びに会計事務を担当する課長、参事、副参事及び係長が置かれていない事務所等にあつては当該事務所等の長の職にある者又は会計管理者が指定する者）

(5) (略)

3～5 (略)

(本庁における物品購入契約等の取扱い)

第84条 本庁の支出負担行為担当者は、物品の購入又は物品の製造の請負（以下この節において「物品の購入等」という。）に関する契約を締結しようとするときは、物品購入契約等依頼書により出納局会計検査課長に対して契約事務の依頼をしなければならない。ただし、次に掲げる物品の購入又は製造の請負に関する契約及び特別の理由があるため支出負担行為担当者が自らその契約事務を処理する必要があると認め出納局会計検査課長の同意を得たものについては、この限りでない。

(1)～(8) (略)

(出納員の設置)

第7条 (略)

2 前項の出納員は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる者をもつて充てる。

(1)～(3) (略)

(4) 事務所所属出納員 当該事務所等の次長又は副部長等（佐渡地域振興局農林水産振興部にあつては副部長等又は漁政課長）の職にある者（次長及び副部長が置かれていない事務所等にあつては当該事務所等の会計事務を担当する課長の職にある者、次長及び副部長並びに会計事務を担当する課長が置かれていない事務所等にあつては当該事務所等の会計事務を担当する参事、副参事又は係長（大阪事務所にあつては、所長代理）の職にある者、次長及び副部長並びに会計事務を担当する課長、参事、副参事及び係長が置かれていない事務所等にあつては当該事務所等の長の職にある者又は会計管理者が指定する者）

(5) (略)

3～5 (略)

(本庁における物品購入契約等の取扱い)

第84条 本庁の支出負担行為担当者は、物品の購入又は物品の製造の請負（以下この節において「物品の購入等」という。）に関する契約を締結しようとするときは、物品購入契約等依頼書により出納局会計検査課長に対して契約事務の依頼をしなければならない。ただし、次に掲げる物品の購入又は製造の請負に関する契約及び特別の理由があるため支出負担行為担当者が自らその契約事務を処理する必要があると認め出納局会計検査課長の同意を得たものについては、この限りでない。

(1)～(8) (略)

(9) エコ事業所調達事業者（地球温暖化対策に積極的に取り組む事業者であつて、知事が別に定める基準を満たすものをいう。以下この号において同じ。）から購入し、又はエコ事業所調達事業者に製造を請け負わせる物品（1件の予定価

- (9) (略)
- (10) (略)
- (11) (略)
- (12) (略)

別表第1 (第2条関係)

名 称	所管組織
(略)	(略)
豊栄高等学校 <u>新発田竹俣特別支援学校</u>	
(略)	
(略)	(略)
(略)	(略)
(略)	(略)
(略)	

別記 (第78条関係)

建設工事請負基準約款
(契約の保証)

- 第4条 (略)
- 2～5 (略)

6 受注者は、発注者があらかじめ入札の公告又は入札実施通知において契約書記載の工事の受注者となる者が請負契約による債務の履行を発注者に対して保証する公共工事履行保証証券を発注者に差し入れる必要があることを定めたときは、契約の締結と同時に、この契約による債務の履行を発注者に対して保証する公共工事履行保証証券(瑕疵担保特約を付したものに限る。)で請負金額の10分の3に相当する金額以上の額を保証金額とするものを発注者に差し入れなければならない。

- 7 (略)
- 8 発注者は、第5項及び前項に規定するもののほか、あらかじめ入札の公告又は入札実施通知により契約書記載の工事の受注者となる者が一

格が第72条第1号又は第2号に定める額を超えない物品に限る。)

- (10) (略)
- (11) (略)
- (12) (略)
- (13) (略)

別表第1 (第2条関係)

名 称	所管組織
(略)	(略)
豊栄高等学校	
(略)	
(略)	(略)
<u>安塚高等学校</u>	
(略)	
(略)	(略)
<u>新星学園</u>	
(略)	
(略)	

別記 (第78条関係)

建設工事請負基準約款
(契約の保証)

- 第4条 (略)
- 2～5 (略)

6 受注者は、発注者があらかじめ入札の公告又は入札実施通知において契約書記載の工事の請負者となる者が請負契約による債務の履行を発注者に対して保証する公共工事履行保証証券を発注者に差し入れる必要があることを定めたときは、契約の締結と同時に、この契約による債務の履行を発注者に対して保証する公共工事履行保証証券(瑕疵担保特約を付したものに限る。)で請負金額の10分の3に相当する金額以上の額を保証金額とするものを発注者に差し入れなければならない。

- 7 (略)
- 8 発注者は、第5項及び前項に規定するもののほか、あらかじめ入札の公告又は入札実施通知により契約書記載の工事の請負者となる者が一

定の条件を満たすときに契約保証金の納付を免除することを定めた場合において、受注者が発注者の定める条件を満たしているときは、第1項又は第2項の規定による契約保証金の納付を免除する。

(不可抗力による損害)

第30条 (略)

2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちに調査を行い、同項の損害(受注者が善良な管理者の注意義務を怠つたことに基づくもの及び第52条第1項の規定により付された保険等により填補された部分を除く。以下この条において「損害」という。)の状況を確認し、その結果を受注者に通知しなければならない。

3～6 (略)

(公共工事履行保証証券による保証の請求)

第43条 第4条第5項又は第6項の規定によりこの契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証が付された場合において、受注者が次条各号のいずれかに該当するときは、発注者は、当該公共工事履行保証証券の規定に基づき、保証人に対して、他の建設業者を選定し、工事を完成させるよう請求することができる。

2～4 (略)

(発注者の解除権)

第44条 (略)

第45条 発注者は、前条の規定によるほか、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、こ

定の条件を満たすときに契約保証金の納付を免除することを定めた場合において、受注者が発注者の定める条件を満たしているときは、第1項又は第2項の規定による契約保証金の納付を免除する。

(不可抗力による損害)

第30条 (略)

2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちに調査を行い、同項の損害(受注者が善良な管理者の注意義務を怠つたことに基づくもの及び第50条第1項の規定により付された保険等により填補された部分を除く。以下この条において「損害」という。)の状況を確認し、その結果を受注者に通知しなければならない。

3～6 (略)

(公共工事履行保証証券による保証の請求)

第43条 第4条第5項又は第6項の規定によりこの契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証が付された場合において、受注者が次条第1項各号のいずれかに該当するときは、発注者は、当該公共工事履行保証証券の規定に基づき、保証人に対して、他の建設業者を選定し、工事を完成させるよう請求することができる。

2～4 (略)

(発注者の解除権)

第44条 (略)

2 前項の規定によりこの契約が解除された場合においては、受注者は、請負金額の10分の1に相当する金額以上の額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

3 前項の場合において、第4条の規定による契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもつて違約金に充当することができる。

第45条 発注者は、前条第1項の規定によるほか、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、

の契約を解除することができる。

(1)～(5) (略)

- 2 発注者は、前条又は前項の規定によるほか、受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この項において同じ。）が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1)～(7) (略)

3・4 (略)

(契約が解除された場合等の違約金)

第45条の2 次の各号のいずれかに該当する場合には、受注者は、請負金額の10分の1に相当する金額以上の額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

(1) 第44条の規定によりこの契約が解除された場合

(2) 受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰すべき事由によつて受注者の債務について履行が不能となつた場合

- 2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

(1) 受注者について破産手続開始の決定があつた場合における破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人

(2) 受注者について更生手続開始の決定があつた場合における会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人

(3) 受注者について再生手続開始の決定があつた場合における民事再生法（平成11年法律第225号）に規定する再生債務者等

- 3 第1項の場合において、第4条の規定による契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもつて違約金に充当することができる。

(発注者の任意解除権)

第46条 発注者は、工事完成前において必要があるときは、第44条又は第45条第1項若しくは第2項の規定によるほか、この契約を解除することができる。

この契約を解除することができる。

(1)～(5) (略)

- 2 発注者は、前条第1項又は前項の規定によるほか、受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この項において同じ。）が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1)～(7) (略)

3・4 (略)

(発注者の任意解除権)

第46条 発注者は、工事完成前において必要があるときは、第44条第1項又は前条第1項若しくは第2項の規定によるほか、この契約を解除することができる。

<p>2 (略)</p> <p>(解除に伴う措置)</p> <p>第48条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 前項の場合において、当該受領済みの前払金の額が請負金額相当額を上回るときは、同項の規定にかかわらず、受注者は、当該受領済みの前払金の額から当該請負金額相当額を差し引いた額(以下「<u>余剰額</u>」という。)を発注者に返還しなければならない。この場合において、この契約の解除が<u>第44条若しくは第45条第1項若しくは第2項の規定による</u>とき又は<u>第45条の2第2項各号に掲げる者によるものである</u>ときは、余剰額に前払金の支払の日から返還の日までの日数に応じ、法定率によつて算出して得た額の利息を付して発注者に返還しなければならない。</p> <p>5～8 (略)</p> <p>9 第5項前段又は第6項前段の規定により受注者のとるべき措置の期限、方法等については、この契約の解除が<u>第44条若しくは第45条第1項若しくは第2項の規定による</u>とき又は<u>第45条の2第2項各号に掲げる者によるものである</u>ときは発注者が定め、第46条第1項又は前条第1項の規定によるときは受注者が発注者の意見を聴いて定めるものとし、第5項後段、第6項後段又は第7項の規定により受注者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定めるものとする。</p>	<p>2 (略)</p> <p>(解除に伴う措置)</p> <p>第48条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 前項の場合において、当該受領済みの前払金の額が請負金額相当額を上回るときは、同項の規定にかかわらず、受注者は、当該受領済みの前払金の額から当該請負金額相当額を差し引いた額(以下「<u>余剰額</u>」という。)を発注者に返還しなければならない。この場合において、この契約の解除が<u>第44条第1項又は第45条第1項若しくは第2項の規定による</u>ときは、余剰額に前払金の支払の日から返還の日までの日数に応じ、法定率によつて算出して得た額の利息を付して発注者に返還しなければならない。</p> <p>5～8 (略)</p> <p>9 第5項前段又は第6項前段の規定により受注者のとるべき措置の期限、方法等については、この契約の解除が<u>第44条第1項又は第45条第1項若しくは第2項の規定による</u>ときは発注者が定め、第46条第1項又は前条第1項の規定によるときは受注者が発注者の意見を聴いて定めるものとし、第5項後段、第6項後段又は第7項の規定により受注者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定めるものとする。</p>
---	---

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 平成28年度に属する歳入歳出の執行及び決算その他に関しては、この規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 平成29年3月31日限りで廃止される次の表の左欄に掲げる課又は事務所の平成28年度に係る会計事務は、それぞれ同表の右欄に掲げる課又は事務所において処理するものとする。

<p>知事政策局行政改革推進室</p> <p>〃 政策評価室</p> <p>〃 国際企画課</p> <p>防災局放射能対策課</p> <p>新星学園</p> <p>安塚高等学校</p>	<p>知事政策局行政改革・評価室</p> <p>〃 〃</p> <p>〃 国際課</p> <p>防災局原子力安全対策課</p> <p>福祉保健部障害福祉課</p> <p>高田高等学校</p>
--	---

訓 令

<p>2 佐渡地域振興局農林水産振興部の文書記号は、次によること。 ア (略) イ 佐振農地の記号を使用する課 農地庶務課、農村計画課、農地整備課及び農村整備課 ウ・エ (略)</p> <p>3 佐渡地域振興局地域整備部の文書記号は、次によること。 ア (略) イ 佐振地港の記号を使用する課 <u>業務課</u>、空港用地課、港湾課及び漁港課</p>	<p>2 佐渡地域振興局農林水産振興部の文書記号は、次によること。 ア (略) イ 佐振農地の記号を使用する課 農地庶務課、<u>農用地課</u>、農村計画課、農地整備課及び農村整備課 ウ・エ (略)</p> <p>3 佐渡地域振興局地域整備部の文書記号は、次によること。 ア (略) イ 佐振地港の記号を使用する課 <u>港湾空港庶務課</u>、空港用地課、港湾課及び漁港課</p>
--	--

◎新潟県訓令第6号

部 局
事 務 所

新潟県財務規則（昭和57年新潟県規則第10号）により資金前渡職員を置く組織（昭和57年3月新潟県訓令第9号）の一部を次のように改正し、平成29年4月1日から実施する。

平成29年3月28日

新潟県知事 米 山 隆 一

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>新潟県財務規則（昭和57年新潟県規則第10号）第133条第1項第5号の規定により資金前渡職員を置く組織を次のとおり定め、昭和57年4月1日から実施する。 (略) <u>新発田竹俣特別支援学校いじみの分校</u> (略)</p>	<p>新潟県財務規則（昭和57年新潟県規則第10号）第133条第1項第5号の規定により資金前渡職員を置く組織を次のとおり定め、昭和57年4月1日から実施する。 (略) <u>村上特別支援学校いじみの分校</u> (略)</p>